

平成 26 年 12 月 15 日策定
平成 27 年 3 月 26 日改訂
平成 29 年 4 月 改訂
平成 30 年 4 月 改訂
平成 30 年 11 月 改訂
令和 2 年 3 月 改訂
令和 5 年 1 月 改訂

文部科学省「いじめ防止対策推進法」並びに新潟県「いじめ防止基本方針」、「佐渡市いじめ防止基本方針」を踏まえて、本校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念（「佐渡市いじめ防止基本方針」より）

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを目指して行われなければならない。

また、いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることから、いじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながらはやし立てたり、傍観したりすることがないよう、全ての児童生徒がいじめは決して許されないことを十分に理解できるようにする。加えて、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、市、市教育委員会、学校、地域住民、家族その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に取り組む。

(2) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童の立場に立って判断する。また、いじめには多くの様態があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

(3) 学校及び職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの未然防止のため取組（全教育活動を通じ道徳教育や体験活動の充実を図る）

(1) 生活指導のスローガン「ろう下でこんにちは」の充実

- ① 年間通しての重点目標と設定（年間3回の強調月間）
- ② 児童会主体の挨拶運動の取組

(2) 異学年交流を通しての人間関係の育成

- ① 縦割り班による活動
- ② 児童会活動を中心にした主体的な学校行事への参加

(3) 道徳教育の充実による、人権意識の高揚

- ① 人権強調月間の設定（年1回 11月）
- ② 道徳授業の保護者への授業公開（年1回 11月）
- ③ 学習活動等における交流

(4) ソーシャルスキルトレーニングを活用した学級集団の育成

- ① 学級活動や道徳の時間を活用した学級・学年単位での実施
- ② 社会的スキルの指導と構成的グループエンカウンターの実施

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ① 児童のインターネットやスマートフォン、携帯電話等の利用状況を把握し、適切な利用について児童・保護者に啓発活動を行う。
- ② ネット上のいじめへの対応については、関係機関による学校ネットパトロール等の協力を得るとともに、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(6) 言語環境の整備

- ① 「さん」付けの奨励
- ② 保護者、家庭との連携

3 いじめの早期発見・即時対応のための措置

いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたり、気付きにくく判断しにくい場合が多いことを十分認識する。

教職員や家族等は、児童のささいな兆候であっても、いじめではないかと危機意識をもって的確に関わるとともに、正確な事実関係の把握に努める。

(1) いじめに関する調査

- ① 「心の健康チェック」の活用（4～6年生）（毎月）
- ② 「心の天気調べ」（毎月）
- ③ 学校評価児童・保護者アンケートによる調査（7月上旬、12月上旬）

(2) いじめの相談体制

- ① 心の健康チェックの結果に基づく個別面談（随時）と全校一斉教育相談ウィーク（年2回：6月と10月）
- ② 学校評価児童・保護者アンケートによる調査結果に基づく個別面談（7月、12月）
- ③ 保護者からの聞き取り調査（年2回 個別懇談、学級懇談）
- ④ 日常的な情報交換（日記、電話、連絡帳）

<資料> いじめ防止学習プログラム

月	教 職 員	活動・行事
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめをなくす取組の紹介と呼びかけ ○ 子どもの実態把握 ○ 学級懇談で出てきた問題の検討 ○ 子どもを語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・1年生を迎える会 ・PTA 総会 ・学級懇談 ・登校班子供会 ・各種朝会 ・心の健康チェック
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童が主体的に運動会に参画できるための支援 ○ 子どもを語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ・JRC登録式 ・運動会準備 ・運動会 ・各種朝会 ・心の健康チェック
6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 状況に応じた教育相談 ○ 子どもを語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ見逃しゼロ県民運動 ・教育相談 ・個別懇談 ・各種朝会 ・心の健康チェック
7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童集会に向けた支援 ○ 子どもを語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ・期末 PTA ・学級懇談 ・泳力検定 ・登校班子供会 ・学校生活アンケート ・各種朝会 ・心の健康チェック
8・9	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分のめあてを立てさせ、達成に向けた支援 ○ 子どもを語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上大会 ・秋遠足 ・各種朝会 ・心の健康チェック
10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化祭、学習発表会に向けた支援 ○ 子どもを語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ・マラソン記録会 ・文化祭 ・学習発表会 ・各種朝会 ・心の健康チェック

11	<input type="checkbox"/> 人権週間を意識した授業による集中的取組（道徳授業公開） <input type="checkbox"/> 子どもを語る会	<ul style="list-style-type: none"> ・読書旬間 ・教育相談 ・各種朝会 ・心の健康チェック
12	<input type="checkbox"/> 児童集会に向けた支援 <input type="checkbox"/> 状況に応じた教育相談 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会	<ul style="list-style-type: none"> ・冬祭り ・登校班子供会 ・学校生活アンケート ・各種朝会 ・心の健康チェック
1	<input type="checkbox"/> 自分のめあてを立てさせ、達成に向けた働き掛け <input type="checkbox"/> 子どもを語る会	<ul style="list-style-type: none"> ・新年のちかい ・各種朝会 ・心の健康チェック
2	<input type="checkbox"/> なわ跳び記録会に向けた支援 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会	<ul style="list-style-type: none"> ・なわとび記録会 ・登校班子供会 ・各種朝会 ・心の健康チェック
3	<input type="checkbox"/> 6送会に向けての支援 <input type="checkbox"/> 状況に応じた教育相談 <input type="checkbox"/> 子どもを語る会	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・年度末 PTA ・学級懇談 ・卒業式 ・各種朝会 ・心の健康チェック

4 いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、隠し立てしたり、特定の教員で抱え込んだりせず、速やかに報告し、組織的に対応する。（いじめの認知→生活指導主任（教頭）→校長→市教委）

「いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の『学校におけるいじめの防止等の対策のための組織』において判断する」（「新潟県いじめ防止基本方針」）

(1) 被害者側（いじめられた児童）

- ① 児童への対応〔被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する〕
 - ・「いじめ」は絶対に許さない姿勢で臨むことを伝え、「どんなことがあっても、先生はあなたの味方なんだ」という姿勢で対応する。
 - ・いじめられている児童の辛さや心の痛みの共感的理解に努める。
 - ・継続した援助を続ける。（必要に応じて外部機関との連携を図る）
- ② 保護者への対応
 - ・本人と保護者の了解を得て早期に家庭を訪問する。
 - ・話を聴くときは、複数で聴く。（事実を正確に把握するため）
 - ・本人の様子の変化、被害の程度など保護者が把握していた事実を確認する。

(2) 加害者側（いじめた児童）

- ① 児童への対応
 - ・「いじめ」は絶対に許さない姿勢で臨むことを伝える。
 - ・いじめの理由や背景を明らかにし、根本的な解決を図る。
 - ・話を聴くときは、複数で聴く。（事実を正確に把握するため）
- ② 保護者への対応
 - ・学校は被害者（いじめられた児童）を守ることを第一に考えた行動をとることを伝え、被害者（いじめられた児童）・保護者に対して、謝罪等適切な対応を促す。

(3) いじめ解消の要件

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまで、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 学校組織

(1) 校内の組織

- ① いじめ不登校対策委員会〔校長、教頭、教主、生主、養教、当該学担等〕
 - ・必要に応じて即時開催し、いじめの対応や方針について協議する。
 - ・『いじめは他の人権を侵す非人間的な行為である』という、基本認識に立って、校長を中心に全職員が一致協力して解決に当たる指導体制をとる。
- ② 児童情報交換会（子どもを語る会）
 - ・月1回開催する。全教職員で情報交換及び話し合いをする。
 - ・アセスや心の健康チェックの結果や日々の様子について情報の交換、共有をする。
 - ・職員会議、職員朝会等で児童や学級の様子について、即時に情報交換・共有を図り、具体的な対応を講ずる。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

民生委員等との懇談会（年1回5月）・学校運営協議会（年2回9月・1月）を開催し、情報交換・共有を行う。

(3) 重大事態発生時の対応

- ① 重大事態とは
 - ア)生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - イ)相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ② 対応について
 - ア)速やかに佐渡市教育委員会に通報し、指導を仰ぐ。（調査結果の報告）
 - イ)いじめ不登校対策委員会を開催し、客観的な情報収集、事実確認に努める。
 - ウ)佐渡西警察、主任児童委員、民生児童委員、PTA会長、副会長及び該当学年の学年委員長等のメンバーを招集し、対応を協議する。（第三者調査委員会）
 - エ)必要に応じて学年保護者会や臨時PTA総会を開催し、事情説明や協議を行う。
 - オ)調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

(4) 学校の取組に対する検証・見直し

- ① 取組の実施や年間指導計画の作成、実行、検証、修正については、校内いじめ・不登校対策委員会が中心になって行う。
- ② 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、改善し、実効性のある取組となるよう改善に努め、いじめを許さない学校づくりを推進する。